

●現在児童扶養手当が認定されている方（令和2年8月の現況届の案内通知を受け取った方）

または令和2年6月1日以降に児童扶養手当の受給資格を失った方

※児童扶養手当の受給要件の確認を必要としている方については、下記の区分に該当しても支給されない場合がございます。

※こちらは例となります。どの区分にも該当しない方は、こども家庭課（0545-55-2738）までご連絡ください

